

大和郡山市 農委だより

第60号 令和7年3月発行
大和郡山市農業委員会

農業委員任期2年目を迎えて

農家のみなさまにおかれましては、農業委員会活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も、折り返し地点を過ぎました。

引き続き、私たち農業委員会は、農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」、その重点となります「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に全力で取り組んでいく所存でございます。

さて、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、地震や台風など脅威を増している自然災害、長期化するウクライナ情勢などにより世界情勢が大きく変化し、農業者にとっても、生産資材価格等の高騰など厳しい状況が続いています。

このような中で、昨年6月に「食料・農業・農村基本法」の改正法が施行され、世界人口の増加による食料不足や国内の農業者の減少の加速が見込

まれる状況下で、国内生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散した圃場の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに担い手の確保・育成を図ることがますます必要とされてきております。

大和郡山市農業委員会と致しましても、このような中、各地区の地域計画の策定等を通して、いかに農地を守っていくかを、引き続き、地域農家の皆さんと話し合い、取り組んでまいります。

最後に、農業委員・農地利用最適化推進委員は、農家の皆さまの代表としての自覚を持ち、農業委員会を適正に運営するとともに、大和郡山市の農地・農業を次世代に繋いでいくべく、責務を果たしてまいりたいと思いますので、農家の皆さまのより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。



大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視

もくじ

- 農業委員任期2年目をむかえて
- 農地パトロールについて
- 農地に関する法律（農地法）について

- 1
- 2
- 3

- 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました
- 農業年金で安心・豊かな老後を！

- 4
- 4

農地パトロールについて

農業委員会では年に1回（7月から8月にかけて）、地域の農地利用状況の確認や実態把握と、耕作放棄地の発生防止・解消指導並びに、無断転用防止対策として、農地パトロールを実施しています。農地パトロールで発見した耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施しています。

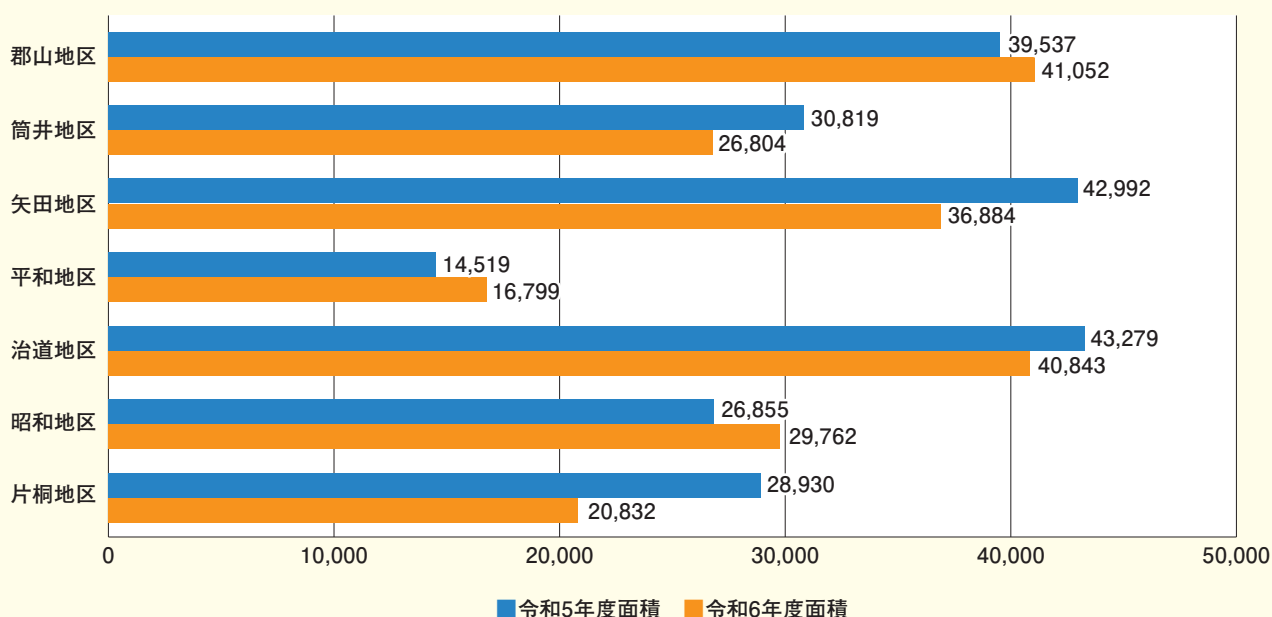
耕作放棄地は雑草・雑木の繁茂により、病虫害や害獣の発生や火災の原因にもなり、周辺での耕作や環境に悪影響を及ぼすことになります。所有者・耕作者の方は定期的に草刈りを行うなど、適正な管理をお願いいたします。

令和6年度 農地パトロール結果

(単位:㎡)

地 区	農地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄地率(%)
郡 山 地 区	863,153	41,052	4.76
筒 井 地 区	872,676	26,804	3.07
矢 田 地 区	2,561,656	36,884	1.44
平 和 地 区	1,854,113	16,799	0.91
治 道 地 区	3,113,728	40,843	1.31
昭 和 地 区	1,607,150	29,762	1.85
片 桐 地 区	1,913,444	20,832	1.09
合 計	12,785,920	212,976	1.67

令和5年度・令和6年度耕作放棄地面積 (単位:㎡)



農地に関する法律(農地法)について

農地法の目的について

農地は、国内の生産基盤であるとともに、限られた資源です。そのため、農地を農地以外のものにすること(農地転用)を規制し、また、農地の有効利用を図るため、担い手の農地の権利取得を促進しています。これにより、国内の食糧の安定供給と確保を図ることを目的に作られた法律が『農地法』です。

農地の権利移動について

田・畑の権利移動(所有権移転・賃借権設定等)は、農業委員会への申請・許可が必要です。特に、農業委員会の許可書の添付がなければ、所有権移転登記の申請をする事はできません。

■農地を耕作目的での売買や、賃貸借等の申請 ■▶ 農地法第3条申請

農地転用について

農地を農地以外にすることを、農地転用といいます。いくら自分の農地だからといって、勝手に農地転用することは法律で禁止されています。県知事の許可や市農業委員会届出(市街化区域内農地の場合)が必要です。

■自分の農地を転用するときの申請 ■▶ 農地法第4条申請・届出

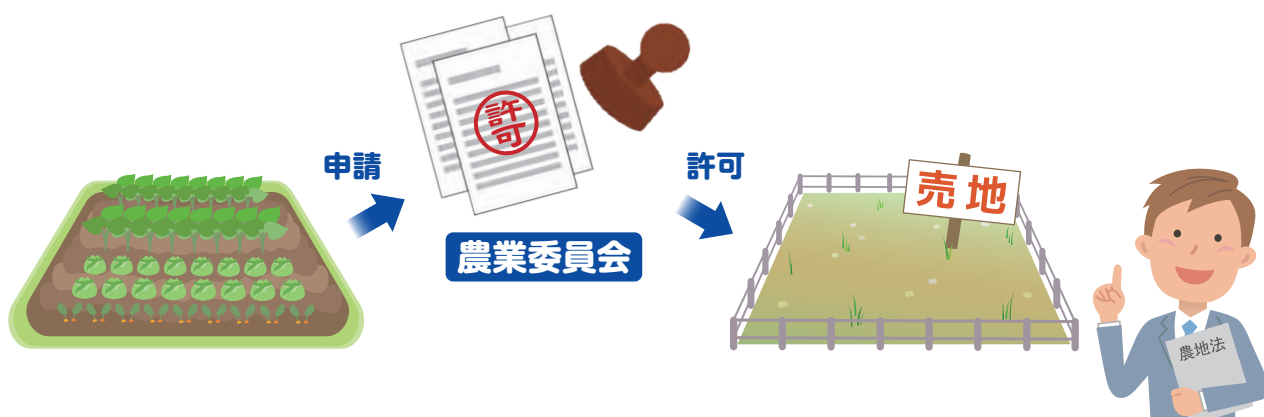
■他人の農地を買ったり、借りたりして転用するときの申請 ■▶ 農地法第5条申請・届出

※ 農地転用を希望される場合は、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

農業振興地域内農用地区域について

いわゆる『農振農用地』と言われる農地で、通称『青地』とも言われます。『農用地区域』は農業振興地域整備促進法という法律に基づいて、地番で設定されています。農用地区域に指定されている農地は、指定を解除しなければ農地転用の申請を行うことができません。

また、指定解除の申出は、年に2回、5月と11月のそれぞれ1ヶ月間のみ、市農業水産課にて受付を行います。



令和6年
4月1日より

相続登記の申請が 義務化されました



相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。

義務化の施行日（令和6年4月1日）より前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

また、遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

相続により不動産を取得した場合は、お早めに法務局で相続登記を行いましょう。

農業者年金で安心・豊かな老後を!!



◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金+**農業者年金**



◎20歳以上65歳未満の方で、国民年金第1号被保険者（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）、年間60日以上農業に従事している方が加入できます。

◎積み立て方式だから、自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます。

◎保険料は、いつでも変更できます。月々2万円から6万7千円まで。

◎他にも社会保険料控除、条件により国庫補助などのメリットがあります。

農業委員会からのお知らせ！

農地の違反転用は止めましょう！ 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更（農地転用）するには、農地法に基づく許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出ることが、農地法にて義務付けられています。

農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



農地の転用、 売買、貸付等の

締め切り日



- 農地法第3条・4条・5条関係
毎月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出
随時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

全国農業新聞

- 月4回発行（毎週金曜日）
- 購読料：1ヶ月 700円

地方版には
身近な情報が
満載！

お申し込み

農業委員会事務局へ ☎53-1746

インターネットで全国の農地情報が 閲覧できます！

eMAFF農地ナビでは、全国の農地情報をインターネットで閲覧できます。農地には1筆ごとにピンがつけられ、ピンを選択すると農地情報を閲覧することができます。

● 閲覧可能農地情報

- ・ 所在・地番
- ・ 地目
- ・ 面積
- ・ 農地区分（農振法区分・都市計画法区分）
- ・ 賃借権等権利設定の内容（権利の種類・存続期間）
- ・ その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地のみです。



全国農地ナビ
<http://map.maff.go.jp>

定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。（都合により日程変更する場合があります。）

農地パトロールを実施しています

農地パトロールとは、地域の農地利用状況の確認や耕作放棄地の実態把握と発生防止、解消指導、並びに無断転用防止対策として、7月下旬から8月上旬にかけ、年に1回農業委員会で実施している調査です。耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施します。



農地の管理をお願いします

農地の管理がされないと病虫害の発生により、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



農業者年金に加入しませんか

農業者年金の6つの特徴とメリット

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③ 保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- ④ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤ 税制面の優遇措置が大きい
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある

●加入資格

- 年間60日以上 of 農業従事者
- 年齢が20～65歳未満の者
- 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
(ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)



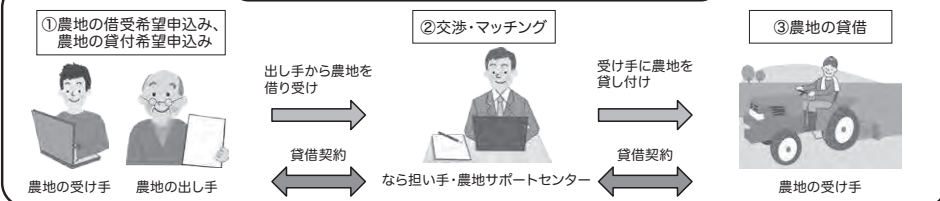
詳しい内容や加入のご相談は**農業委員会事務局**まで

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」または、「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンター(0744-21-5020)へご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年12回(毎月)公表します。
対象農地: 市街化区域以外の区域にある農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、年12回(毎月)行います。

お問合せ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用下さい。